	●マルチステークホルダーアプローチ	環境省	EPC
1	この円卓会議をうまくやって成果を出した例は?時間はかかる?		円卓会議のススメにいくつかの事例がありますが、茨城の事例はよいモデルになると思います。物事の決め方を変えているので、参加者が理解度をそろえるのに一定の時間がかかるものと思われます。 http://sustainability.go.jp/forum/projects/files/chiikienntakukaigi.pdf
2	マルチステークホルダープロセスはおもしろそう。ただ、調整が大変 そう。中心となるセクターや団体に必要な能力、視点はどういったも のか?		セクターによって、譲れない点や意思決定のプロセスが異なります。それぞれのセクターの背景を理解できないと調整は難航します。各セクターの主張をよく聞くことと、合意可能な線を探り出す力が求められます。
3	円卓に参加したくない立場の人をどうやって参加させますか?		ボトムアップ型の合意形成の限界ともいえます。ただし、議題が地域にとって適切で、セクターとして責任を果たす必要があれば、無視できないことも事実です。参加しないセクター以外の合意形成を強固にして参加しない責任を問うプレッシャーと、どうすれば参加可能かかを探る打開策の両面が必要になります。実際にはとても困難を伴う作業です。

●基本方針・省令

	●基本方針·省令		
	【協働取組】	環境省	EPC
4	法律や基本方針は難しい…自治体やNPOに、環境省はどうコミュニケーションしますか?	環境教育担当課長会議(7月)を始め、各地方にもおうかがいして意見交換をさせていただく機会を確保するよう、地方環境事務所やEPOの方々とも協力をして、努めてまいりたいと思います。	関わるメリットや関わらないデメリットがないと動かないのは当然です。スマホの動作は難しくてもみんな憶えるのは、使うメリットがあるからです。EPOとしては、使ってみたらこうなった、という事例を複数示しながら、自治体やNPOがそれぞれの立場に置き換えて考える機会を提供することが必要でしょう
5	評価のしくみは?例えば、名ばかりの「協働」「会議」「円卓」	協働取組の考え方については、改正基本 方針の案においてもお示ししているところで あり、こういった考え方に基づいて、中身の 付った協働取組が進められるように、体験 の機会の場の認定制度や、人材認定等事 業登録制度などの運用を進めていきたいと 考えます。	法律や方針ができた後、もれなく出てくる問題ですね。評価がそもそも信頼できないのであれば、複数のNPOが連携して、独自に評価を実施する、という方法もあるのではないかと思います。「調べる&公表する」というのは、大きな力を持ちます。例えば、EPCが関わっている自治体調査では、どの地域で市民参加の条例があり、どんな参加の方法があるのかを調査し、交響しています。http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2011/11/2d48e31d6fd83b550d1d4be317c166a01.pdf
	【環境教育】	環境省	EPC
6	〇〇環境教育がいっぱいある。文科省、農林水産省、国交省、経産 省等との打ち合わせは行なったのか?それを聞きたい(資料5基本 方針23ページ、6~8行目に国が入っていないがどうなの?)	主務省の5省は、環境教育等推進会議を通じた連絡・調整や、環境教育等推進専門家会議におおける検討への参画などを行っています。また、省令や基本方針の作成に当たっても、日々連絡・調整を行っているところです。主務省の5省が緊密に連絡・協力を行っていくことについては、法第25条第2項に規定されており、基本方針案でも13その他の重要事項」において明記しております。	
7	主務省庁への連絡は十分であるのか。河川環境の保全等の活動を していても、現場まで下りてきていない。	上述の通り、主務省の5省とは日々連絡・ 調整を行ってきたところですが、法改正の 趣旨も踏まえ、環境教育等推進会議も活用 して、連絡・調整がより円滑となるように、 努めてまいります。	
8	学校教育を充実について。文科省とはどのようなすりあわせになっていますか?「環境科」という教科がないので体験的な教育は取り組まれづらいし、大学での教員養成にも環境教育は必修ではない状況です。どういうプランで体系化が実現するのでしょうか?	基本方針の改正に当たっては、文部科学省との連絡・調整を密に行っており、その中で、学校における環境教育の更なる充実を図ることとしております。今後はこの改正基本方針に基づいて、学校教育の充実が実現するよう、文部科学省に対しても働きかけ、協働してまいります。	
9	①教員の資質向上が必須。研修や教員養成制度(大学等のカリキュラム)。	学校の教職員の資質の向上の必要性については、基本方針にも記載しています。教職員への研修等が適正に行える環境整備などが実現するよう、文部科学省に対しても働きかけ、協働してまいります。	
10	②環境教育の実践に向けて、学校教員のカリキュラムにどう取り入れるか。自治体、教育委員会、学校、地域の連携。	上記のとおり、文部科学省に対しても働きかけ、協働してまいります。自治体や教育委員会、学校や地域の連携については重要であり、法第8条の2に規定する環境教育等推進協議会を地域で立ち上げることなどを働きかけてまいります。	

	【認定制度】	環境省	EPC
11	里山里地の安全対策→現場を持つ人の負担が多い	一定の安全性の確保は、体験の機会の場の信頼性を確保するためには必要だと考えます。ただし、安全性確保ばかりを重んじることによって、現場の負担が重すぎることにならないような運用が、都道府県においてなされるよう、努めて参ります。	
12	体験の場の認定について。現在そういう場になっているところには 企業が「業として」実施しているような施設もあるが、「利益のためで はない」という制約だと、企業の運営しているところは指定されない ということになりますか?	「営利を主たる目的とするものでない」という規定は、認定を受けようとする体験の機会の場で行う事業自体が、株主への利益配当などの営利を主たる目的とするものでないことを求めるものであり、当該事業の実施主体が株式会社等の営利事業者であることのみをもって、認定対象から外すものではありません。	

	●全体について	環境省	EPC
13	環境省の宮澤さんが読んでいた資料がほしい。ないと意見が言えない。	当日に参照していた改正法の新旧対 照条文等の資料は、以下のURLにて掲 載しています。 http://www.env.go.jp/policy/suishin ho /kaisei 2011.html	

●その他ご意見・ご感想

14	まだ内容が固まっておらず、説明が十分には伝わらないが、固まる前にこのような意見交換会が開かれるのはよい。
	環境教育等促進法について、所属する団体で詳しく勉強したい。できれば道内で、完全施行の前に説明会を開催してほしい(EPOに協力してもらって学習会をするのもいいと思う)
16	説明部分、もう少しわかりやすく、簡潔に。資料のどの部分、箇所に示されているか丁寧に!
17	この文章→むずかしい→つなぎを→日本の問題に対して→田舎が都会を変える←Globalな問題
18	政策提言をする(一団体では無理。セクターで)/EEを政策に入れ込む
19	「うちの町は環境の町。町民全員がEEを受け、環境に謙虚な暮らしをしています」をつくりたい。そんな町なら住みたいな/子育てしたいな/そんな町の町民になりたい、仲間になりたい
20	人口問題を語らないで環境を語るのはおかしい(私の意見)
21	環境教育とは、エゾリスとカエル、チョウなどの調査をする活動ですか。